

日本産業規格

令和6年2月1日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和6年2月1日

厚生労働大臣 武見 敬三

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

歯科—口くう（腔）内カメラ T 5 9 1 6

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

歯科—エキスカバータ T 5 4 0 4

歯科用金属材料の腐食試験方法 T 6 0 0 2

歯科修復用コンポジットレジン T 6 5 1 4

歯科用レジンセメント T 6 6 1 1

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

眼光学機器—基本的要求事項及びその試験方法 T 7 3 3 2